

— 苫小牧市個別危機管理マニュアル —

## エレベーター運行危機管理マニュアル

平成 22 年 5 月

(都市建設部設備課 作成)

本危機管理マニュアルについては、組織機構等の改正および関係法令等が変更となった場合には、適時修正を加えて対応する。

# 目 次

## 第1章 総 則

1 目 的	P - 1
2 対象危機	P - 1
3 組織体制	P - 1

## 第2章 平常時の危機管理

1 危機予防対策	P - 1~2
2 危機対応の備え	P - 2

## 第3章 緊急時の対応

1 緊急時対応	P - 2~3
---------	---------

## 第4章 事後対策

1 被害者対応	P - 4
2 再発防止策	P - 4

## 第1章 総 則

### 1 目 的

このマニュアルは、市有施設のエレベーター運行に関する平常時の危機管理の充実、ならびに危機発生に対する人命の安全確保および被害の抑制・軽減、二次災害防止を目的とする。

### 2 対象危機

このマニュアルの対象とする危機は、次に掲げるものとする。

- (1) エレベーターの故障・事故
- (2) エレベーター内の閉じ込め
- (3) エレベーター運行に関わる人的被害

### 3 組織体制

このエレベーター運行危機管理マニュアルは、エレベーターを所有する各施設の所管部組織体制で運用する。

## 第2章 平常時の危機管理

### 1 危機予防対策

#### (1) 管理体制の確立

施設管理者(※1)は、エレベーターの管理責任者(※2)を定め日常のエレベーター安全運行の保持に努める。

※1：施設管理者とは、所管課長若しくは施設長（指定管理者の長を含む）

※2：管理責任者とは、所管課若しくは施設管理の担当者（指定管理者の担当者を含む）

#### (2) エレベーターに関する知識の習得

施設管理者は、エレベーターの管理責任者と共にエレベーターの安全管理のため、次の事項を習得しておく。

ア エレベーターに関する基礎知識

イ エレベーターの運行および取扱いに関する知識

ウ エレベーターに関する法令等の知識

※これらの知識は、施設に常備されているエレベーター管理読本等により習得が可能

(3) 点検および保守

施設管理者は、保守点検業者が行なう定期点検ならびに法定検査結果等でエレベーターの状態を把握し、必要に応じて保守を行う。

(4) 予防保全

施設管理者は、保守点検業者が行なう定期点検ならびに法定検査結果等でエレベーターの状態を把握し、必要に応じて改修を行い予防保全に努める。

## 2 危機対応の備え

(1) 適切な運行管理

エレベーター設置時に付属納品されている「管理読本」、「取扱説明書」に目を通し、適切な運行管理を行う。

特に「管理読本」は日常対応および緊急時対応の管理手引きとなるので危機管理の参考にする。

(2) マニュアルと管理読本の保存

本マニュアルと「管理読本」は、一体として保存活用する。

(3) 危機対応訓練

施設管理者は、施設管理に携わる職員を対象に、本マニュアル等を基に定期的にエレベーターに関する研修や訓練等を実施し危機対応能力の向上に努める。

## 第3章 緊急時の対応

### 1 緊急時対応

緊急時には、被害の拡大を防止する上で迅速な初動体制の確立が重要であることから、次の事項を基に、別紙『エレベーター緊急時対応マニュアル』を活用する。

(1) 緊急時の通報

緊急時の第一報は、事象によって異なる。

故障・事故については、エレベーター利用者あるいは施設の従事者、保守点検業者等が第一発見通報者となる。

一方、閉じ込めについては、通常、エレベーター内に閉じ込められた人が外部通話装置で保守点検業者等と通話することにより第一通報者となる。以降の通報経路は、施設管理者から所管部長へ報告となる。

(2) 救助および救護活動

危機発生時に人的被害が発生した場合は、人命の救出および安全確保を最優先に活動する。この場合、施設管理体制およびエレベーター保守業者において救助が困難な時、あるいは負傷の状況等に応じて消防、警察等の協力を得る。

(3) エレベーター利用者の対策

エレベーター復旧までの間、身障者・高齢者・幼児等に対して支援を講じる。

(4) 応援体制

施設所管部署の対応能力が限界を超えると判断される場合、関係部署等に応援を要請する。

(5) 二次災害の防止

危機事象による被害の拡大と二次災害の防止を図るため、危険区域の安全点検、立ち入り制限等を行い二次被害防止措置を講じる。

(6) 事態の情報提供

エレベーター利用者に対し、危機事象の発生状況、今後の見通し、応急対策等を周知する。(エレベーター乗り場における誘導、貼り紙など)

(7) 危機管理情報の報告

危機の状況報告、情報収集および整理分析等を行い、危機の内容に応じて危機管理室等へ連絡するなどにより情報の共有化を図るものとする。

(8) 故障復旧および運行再開

故障復旧および修繕は別に定める『**エレベーター総合点検マニュアル**』に基づき点検等を実施し、エレベーター保守点検業者等と共に安全を確認後にエレベーターの運行を再開する。

## 第4章 事後対策

### 1 被害者対応

エレベータートラブルにより被害者が発生した場合、被害者への事後対応を行う。

### 2 再発防止策

#### (1) 危機対応の評価

一連の緊急時の対応を記録・再点検し、必要に応じて評価、改善を行う。

#### (2) 再発防止策

危機の発生や被害の発生の原因解明を行い、平常時の対策、危機発生時の対応などについて検証し、それに基づく再発防止策や改善策を検討する。

平成21年11月30日 作成  
平成22年5月12日 改訂

# エレベーター緊急時対応マニュアル

